

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（647））
2. 日時：平成30年2月5日 15時50分～18時45分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、穂藤保安規定係長、竹内技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他16名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、廃棄物処理棟の耐震性等、燃料有効長頂部（TAF）の値に誤り及び原子炉水位設定値の記載適正化について説明があった。原子力規制庁から主に以下の指摘を行った。

<燃料有効長頂部（TAF）の値の誤り>

- 燃料有効長頂部（TAF）の値の誤りについて、審査会合（1/23）においても指摘しているが、その原因と水平展開の範囲の妥当性等について、整理して提示すること。

<原子炉水位設定値の記載適正化>

- 原子炉水位設定値の記載適正化の今後の方針について、整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 ALCパネル等の調査結果について
- ・東海第二発電所 運転期間延長認可申請書及び設置変更許可申請書の審査資料における燃料有効長頂部の寸法値について
- ・東海第二発電所 燃料有効長頂部寸法値に係る審査資料の調査結果
- ・設置許可申請書における原子炉水位設定値の記載適正化について
- ・原子炉圧力容器底部からドライヤスカート下端までの寸法